# 総合海洋政策本部令 （平成十九年政令第二百二号）

#### 第一条（参与会議）

総合海洋政策本部に、参与会議を置く。

##### ２

参与会議は、海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。

##### ３

参与会議は、参与十人以内をもって組織する。

##### ４

参与は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

#### 第二条（参与の任期等）

参与の任期は、二年とする。

##### ２

参与は、再任されることができる。

##### ３

参与は、非常勤とする。

#### 第三条（総合海洋政策本部の運営）

この政令に定めるもののほか、総合海洋政策本部の運営に関し必要な事項は、総合海洋政策本部長が総合海洋政策本部に諮って定める。

# 附　則

この政令は、海洋基本法の施行の日（平成十九年七月二十日）から施行する。